

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-67の文書の不開示部分は、韓国政府に対して行われた提案であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-67の文書の不開示部分は、「一 谷大使・金公使会谈」の項にあり、その前後の記載は、次のとおりである(乙A226)。

記

第1回会谈(1月29日)において、

(中略)

(3) 財産請求権問題について金公使は、韓国側では、日本側に請求権がないと考えている。それと韓国側の請求権とを相殺することは納得できない、韓国側の者は、「整理」の問題であると述べたのに対し、谷大使は、韓国側の態度のいかんではわが方請求権を放棄してもよいと考えていることを明らかにするとともに、韓国側が膨大な請求を出されるとわが方として財政的にも困り、簡単にはいかないが、■■■不開示部分①■■■と述べたところ、金公使は、日本側の困るような要求を出すつもりはなく、恩給、俸給とか、日銀券とかであると洩らした。谷大使はさらに、請求権の内容に付き実質的

に合意しておき、韓国側の分については伏せたまま、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思われる旨を述べるとともに、朝鮮の宝物については、国有のもののうちある部分を独立記念として贈呈してもよいと考えていることを明らかにした。

(4) 漁業について谷大使より、韓国漁民を保護する方針で、濫獲を防ぎ、共に恩恵をわかち、共存共栄ができる考え方で解決したく、
■■不開示部分②■■■、現在のごとき事態は1日も早くあらためたいと述べたところ、金公使は、具体的に話し合えば困難なかるべしと応じた。

(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-192の文書の一部開示部分には、昭和30年1月29日に開催された谷大使と金公使との会談内容を記録している部分があり、その内容は、(別紙5)通し番号1-192の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)で認定したとおりであるが、このうち不開示部分に関連する部分は、要旨下記のとおりである(乙A63[-7-~-12-参照]参照)。

記

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は「整理の問題」である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄してもよいと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると、日本としては財政的にも困り、又は日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし、日本としても

ある種のもは韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出す積もりはない。恩給、俸給とか、日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せておき、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は、独立記念として贈呈しても良いと考えている。

漁業については、韓国漁民を保護する方針で濫獲を防ぎ、共に恩恵を分かち考え方で解決したい。現在のごとく李ラインという広大な区域を公海に設け、日本の漁船を捕まえて行き帰してくれないような事態は1日も早く解決したい。

(金) 李ラインではなく平和ラインである。

(谷) ■■■不開示部分■■■事実上共存共栄の漁業ができるようにすべきである。

(金) 3カイリを考えておらるるや？

(谷) 必ずしも3カイリとはいわぬ。

(金) 具体的に話し合えば困難なかるべし。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-67の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号1-192の文書で開示される上記ア(イ)で認定した「日本としてもある種のもは韓国に返還する用意あり」との文言又はこれと同趣旨の文言

(イ) 不開示部分②

漁業問題における漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解（なお、その範囲に関して、日韓双方から3海里に限定するか否かについての発言があったことは既に公にされている。）

ウ そうであるとすれば、通し番号1-67の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記載されている情報は、他の行政文書（通し番号1-192の文書）の一部開示により既に公になっているから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記載されている情報は、日本側が韓国側に口頭で提案した漁業問題の具体的解決策であり、上記イ(イ)で説示したところに照らすと、その内容の方向性の概要は推知できないわけではないが、本件全証拠によっても、その詳細が他の行政文書の一部開示により公にされていることを認めるに足りる証拠はない。また、当該情報は、韓国側に口頭で提案されたものにすぎず、韓国側開示文書によって公にされていることを認めるに足りる的確な証拠はない。

以上に照らすと、当該情報は、日朝国交正常化交渉の直接の議題とはされていないものの、今後北朝鮮との間で漁業問題が交渉される余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が漁業問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとははいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-67の文書の不開示部分②に記載されている情報については、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分①に記載されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（また、不開示部分①に記載されている情報については、仮に一般的又は典型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても、以上に説示したところに鑑みると、上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-67の文書の不開示部分②に記載されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範

困の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-67の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-67の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-68

第1 前提事実(各論)

通し番号1-68の文書(文書484)は、昭和31年8月5日付けで外務省アジア局一課が作成した「日韓会談の経緯(その三)」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記録されている。

このうち不開示部分は、「六. ダレス長官の日韓両国訪問」の項にある63ページ(左上に「61」と記載)の約2行分であり、財産・請求権問題に関する日本側の具体的見解を中川局長がダレス長官に説明した発言内容や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

(乙A35)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-68の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-68の文書の不開示部分は、米国に対して行われた提案の説明を含むし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A35)によれば、通し番号1-68の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

記

柳参事官は(裁判所注:昭和31年)3月20日中川局長を来訪し、
(中略)

等消極的見解を示した。

さらに柳参事官は、ダレス李会談において、ダレス長官より今日日韓両国が相反目していることは残念で、是非打開を図られたしとの話があり、李大統領も従来になく弾力性ある態度を示した模様であると述べた後、日本側の財産権に関する考え方は会談開始前に撤回することはできざるも、会談開始後会談の経過においてこれを撤回するものと了解してよろしきやと質したので、局長はこれに対し、会談の過程において財産権を主張することをせず、したがって、会談の内容は實際上韓国側の請求権が対象となるも、その処理に当たっては、日本側の請求権が既に韓国側にとられている事実を考慮に入れて決すべしというのが、基本的な考え方である。■■■不開示部分■■■賠償に相当するようなもの例えば金塊等は困ると応じた。柳参事官は、問題の

中核は財産権であり、賠償のごときものはもちろん考えていないが、ある程度のまとまった金が必要である、金塊とって一概に拒否しないでほしいと述べた。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-68の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和31年3月当時、中川アジア局長が柳参事官に述べた請求権問題のうち個別の項目に関する具体的な提案等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-68の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府高官が述べた請求権問題に関する具体的解決策であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側開示文書により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはまではいえず、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-68の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-68の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又

はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-68の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-68の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-69の文書(文書506)は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 総説八」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

2 通し番号1-69の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 99ページ(-99-)の約6行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、「6 朴正熙議長の訪日」の項にあり、池田総理大臣と朴議長が会談した際における財産請求権問題に関して池田総理が発言した具体的な解決策の提案内容が記録されている。

② 177ページ(-177-)、179ページ(-179-)から186ページまで(-186-)の表の「大蔵省案の『試算額』、『試算の根拠』、外務省案の『試算額』、『注』の各欄の記載部分」(以下「不開示部分②」という。)

これは、いずれも「8 政治折衝と請求権問題 (3)池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり、韓国の対日請求金額について大蔵省と外務省が各試算した具体的な金額、算定根拠等が個別具体的に記録されている。

③ 188ページ(-188-)の約3行分、189ページ(-189-)の約3行分(以下「不開示部分③」という。)

これは、「8 政治折衝と請求権問題 (3)池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり、前者は、上記①と同様、朴議長が会談した際における財産請求権問題に関する池田総理大臣の具体的な解決策の提案内容が、後者は、韓国への支払額の算定が困難であるとの趣

旨の事項が具体例を挙げて記録されている。

④-1 198ページから200ページまで（-197-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④-1」という。）

④-2 201ページ（-198-），202ページから203ページまで（-198-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下，「不開示部分④-2」といい，不開示部分④-1と併せて「不開示部分④」という。）

これらは、いずれも「8 政治折衝と請求権問題（3）池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算」の項にあり，韓国の対日請求金額について大蔵省と外務省が各試算した具体的な金額及びその具体的算定根拠等が記録されている。

⑤ 218ページ（-213-）の約7行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは、「8 政治折衝と請求権問題（5）アジア局における請求権問題解決の構想『日韓請求権交渉の今後の進め方について』」の項にあり，韓国への支払額の算定が困難であるとの趣旨の事項が具体例を挙げて記録されている。

⑥ 259ページから260ページまで（-253-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑥」という。）

これは、「9 小坂外務大臣・崔徳新外務部長官会談（1）日本側基本方針」の項にあり，韓国の対日請求金額について外務省が各試算した具体的な金額及びその具体的算定根拠等が記録されている。

(乙A108)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-69の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。特に通し番号1-69の文書の不開示部分①及び不開示部分③は韓国政府に対して行われた提案であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-69の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A108）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和37年11月12日に行われた池田総理・朴

議長会談の会談記録部分を引用したものであり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2. 次いで、請求権問題に関し、朴議長より、請求権としての大体の枠を決めてほしいと述べたのに対し、池田総理より、請求権問題は Vesting Decreeの効力発生時期（日本側は、軍令33号の効力は1945年12月6日以後について認めると主張している。）や地域的範囲の問題（日本側は、属地主義に則るものであると主張している。）、更にはいわゆる米国解釈によるある種の相殺観念（日本側は「考慮さるべし」との米側見解が尊重さるべしと主張している。）など種々複雑な問題がある事情を説明（朴議長はこれらの問題をあまりよく承知していない印象であった。）したところ、朴議長は、「要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのである」と述べた。■■■不開示部分①■■■朴議長は、「軍人軍属の遺家族についても考えてほしい」と述べ、池田総理より「考慮しよう」と答えた。

b 不開示部分②

不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである。なお、下記の第18表（乙A108 [-179-~-186-]）のうち、「大蔵省案」欄中の「試算額」欄及び「試算の根拠」欄並びに「外務省案」欄中の「試算額」欄及び「注」欄に記録された具体的数値又は具体的説明部分が、不開示部分②-3である。

記

(3) 池田総理の下の勉強会と請求権金額について大蔵・外務両省の試算

これらの動きの中で、1月9日の午後2時から約1時間半、日韓

会談の進め方に関する勉強会が開かれ、大平官房長官、小坂外務大臣、伊関アジア局長、中川条約局長、卜部参事官が出席、外務省側から前記の「日韓会談今後の運び方に関する件」を説明して、この際、政治折衝を行う必要性を強調した。池田総理は、この説明を聞いた後に、純請求権の金額について事務当局としての最終案を作るよう指示した。これに対し、伊関アジア局長から、外務・大蔵両省の数字が一致し難いことを述べたところ、総理は、合わなくてもよいから、両方からそれぞれの案を出すよう述べるとともに、無償援助はやらないが長期低利の借款を考慮することを指示した。池田総理の指示に基づき韓国の対日請求額について大蔵省と外務省で試算した結果、1月10日第18表が作成された。すなわち、大蔵省案■■■不開示部分②-1■■■ドル、外務省案■■■不開示部分②-2■■■ドルである。その試算表と共に、大蔵省理財局、外務省アジア局の名で請求権問題処理に当たったの問題点についてまとめた。

第18表 韓国側対日請求額及び大蔵省・外務省試算額（1962年1月）（大蔵省理財局・外務省アジア局）

（以下略）

c 不開示部分③

不開示部分③は、昭和37年1月10日付けで大蔵省理財局及び外務省アジア局が作成した「日韓会談の請求権問題処理に当たったの問題点」と題する文書の引用部分（乙A108[-188-~-189-]参照）にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

- 1 日韓会談の請求権処理に当たって、韓国側が支払を請求し、日本側がその支払に応じ得るものは、十分に「法的根拠」のある請

求に限られるということは、昨年11月の池田総理・朴議長会談においても確認せられ、その後の請求権委員会もこの趣旨に従い討議を継続している。

2. そこで、十分に「法的根拠」のある請求として日本側が認め得るものはどのくらいの金額に達するかを計算する必要があるわけであるが、その計算に当たっては主として次のような重要な困難がある。

(1) 事実関係の確認が極めて困難であること。

この点は今後に予定されている韓国側との資料の突き合わせや日本側の古い資料の再調査等によりかなり明らかになる点も期待されるが、朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事情もあり、例えば軍人軍属、徴用労務者の総数、死亡者数、負傷者数及びその程度、終戦時の状況等は大幅な推定を余儀なくせられ、推定の仕方いかんにより金額の増減が著しい。

(2) 「法的根拠」をいかなる点に求めていくかということ。

■■■不開示部分③■■■一例をあげれば、我が国の恩給法によれば受給権者は日本国民に限られているので、韓国人に対する恩給支払はこれら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切ることにすべきか、もしくは、国籍のいかんにかかわらず、政策的配慮のもとに、終身（ないしは少なくとも相当長期間）支払うのがよいか（国際先例にもそのように取り扱ったものが多い）、この辺は慎重な考慮を要する問題であり、法制上の検討もあげて今後委ねられている実情である。

(3) 南北鮮の区別は、従来韓国側はこれを全く無視しており、かつ、区分する場合も、いかなる方法によっても、概括的ならざ

るを得ないこと。

仮にある請求項目につき、全朝鮮分の正確な数字が算出されたとしても、そのうち韓国に支払うべき分を正確に算出することは至難である。■■■不開示部分③■■■

- (4) 平和条約4条に関するいわゆる「米国解釈」をいかに適用するかということ。

日本側は、従来より一貫して、この「米国解釈」により、在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が韓国側の対日請求権処理にあたって考慮に入れられるべきであるとの主張を維持しているので、各項目ごとに金額を算出するに当たっては常にこの点を念頭に置かなくてはならないのであるが、韓国は従来からこれについて日本側とは解釈を異にしており、双方の納得し得る結果を生むことは極めて困難である。

d 不開示部分④

不開示部分④は、外務省作成に係る昭和37年2月5日付け「韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定」と題する文書を引用した部分（総数3ページ。不開示部分④-1）と同月15日付け「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違について」と題する文書（総数3枚弱。不開示部分④-2）を引用した部分である。

e 不開示部分⑤

不開示部分⑤は、昭和37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書の引用部分（乙A108[-211-以下]参照）にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. 日韓会談における韓国の対日請求権処理にあたっては、日本側が

その支払に应じ得るものは、十分に法的根拠のある請求権に限られるということは、昨年11月の池田、朴会談においても確認せられたところである。しかるに、今日まで継続されてきた請求権委員会や専門家会議の討議、及び、日本側関係機関による資料の検討によれば、主として下記の諸事情により、日本側が十分に法的根拠のある請求として認め得るものは極めて少額に過ぎないことが判明するに至った。(1月10日、総理に提出した大蔵省試算額のうち、被徴用者に対する補償金を含まない数字たる10百万ドルですら、その全額を厳密に法的根拠及び所要の証拠書類の整ったものとして説明することは困難である。)

- (イ) 事実関係の確認が極めて困難であること。終戦後、十数年の時日が経過している上、朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事実もあり、請求権の重要部分を占める軍人軍属、徴用労務者の総数、死亡者数、負傷者数等の正確な把握は不可能に近いが、もし法的根拠のある請求権としてこれらに対する恩給等を支払うためには確実な証拠書類が整っていることが必要である。
- (ロ) 関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。例えば、我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅事由としているので、韓国人に対する恩給の支払は、これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るとするのが実定法上の一応の解釈として出てくるが、このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方、この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので、国際先例をも勘案し、韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。
- (ハ) 本件処理に当たっては、対象を南鮮地域に関する請求権のみに

限るという建前を堅持する必要があるところ、南北鮮の区別は概括的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正確な数字が把握されたとしても、そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては、■■■不開示部分⑤■■■

- (二) 平和条約4条に関するいわゆる「米国解釈」いかに適用するかということ。仮に十分法的根拠のある数字が算出されたとしても、日本側は、従来より一貫してこの「米国解釈」により、在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が韓国側の対日請求権処理にあたって考慮に入れられるべきであると主張しているの、どの点にこれが考慮に入れられたかについての何らかの説明が必要になる。(他方、このような説明が可能になったとしても、表現いかんでは旧在韓試算補償要求を不必要に刺激するおそれもある。)

(中略)

2. 上記のとおり、十分に法的根拠のある請求として所要の証拠書類の整っているものが極めて少額であることは事実であるが、他方、十分の裏付け資料がないにしても、相当多数の韓国人軍人軍属、徴用労務者がいたことは紛れもない事実であり、また、これらに対して少なくとも日本人並みの恩給その他を支給すべきことは条理からも国際先例からも自然のことと考えられ、ただ問題はこれを十分に法的根拠のある請求と呼ぶに足るだけの事実上及び実定法上の根拠が欠如しているということにつきると思われる。

4. (中略)

(2) (略)

(注) 「無償の経済援助」の性格として、韓国の対日請求権の放棄又は解決のはなむけとしての贈与という説明と、放棄又

は解決された請求権に一応見合う金額の支払という説明が考えられる。

(3) 交渉の過程において適当と認められるときには、次の2つの譲歩を行うことを考慮する。

(a) 長期低利の経済援助は関係協定の批准後に初めて供与し得るものであることに鑑み、調印（これと同時に国交正常化の予定）から批准までのギャップを埋める目的で、緊急経済協力として5000万ドルまでの対韓延べ支払枠を認める旨の行政取極を行い、国交正常化と同時に実施すること。（状況によっては、行政取極にまで至らず、「政治折衝が妥結すれば、これまでほとんど認めていない対韓延払い申請に対する許可を容易にする」旨口頭で述べる程度に止めるのが適当かもしれない。）

(b) 日本の対韓焦付債権4573万ドルを、将来の日韓貿易の拡大発展を希求するとの趣旨から、日本政府において放棄すること。

(4) なお、上述のような全般的解決により船舶問題（韓国置籍船の返還請求）も一括解決されたこととするよう努力し、これが確認された場合は、拿捕日本漁船の返還請求を日本政府において放棄することを考慮する。

f 不開示部分⑥

不開示部分⑥は、外務省作成に係る昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書を引用した部分の一部である。なお、当該引用部分には「外務省A案（総額約1億ドル。別添参照。）」と記録されているが、当該文書の引用部分の末尾には上記別添に相当する内容の記載部分はない。

(イ) 本件各文書の一部開示部分には、次のようなものが存在する。

a 不開示部分①に関するもの

通し番号1-18の文書には、昭和37年11月12日に行われた池田総理・朴議長会談の会談の概要が記録されているところ、不開示部分②に相当する部分には、要旨下記のとおり記録されている（乙A188[-37-]参照）。

記

(i) 朴議長が請求権の大体の枠を決めてほしいと述べたのに対し、池田総理より、請求権問題はVesting Decreeの効力発生時期や地域的範囲の問題、更に、平和条約4条に関する米国解釈など種々複雑な問題があることを説明したところ、朴議長は、要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると述べた。そこで、池田総理より、個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べ、結局、請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致を見た。

b 不開示部分②に関するもの

(a) 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、要旨下記の記載がある（乙A108[-195-及びその前後]）。

記

「朝日」1月14日の「8ミリ政局」には、この池田総理の指示を「請求権は内交から」の見出しで次のとおり観察していた。

（中略）数字に強い首相としては、まず日本側として請求権名義で支払ってよいカネがどれほどになるか、先週とりあえず外務・大蔵両省に見積書を出させてみた。ところが、同じく数千万ドル台ながら、なんと大蔵案は外務案の半値という開きだった。（中略）

(b) 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引

用部分があり、その中に要旨「韓国側に総額として示す数字は、日本の国会や国民に対して説明し得る合理的根拠を持った最高の案として、外務省A案（総額約1億ドル）とする。」と記録されている（乙A108[-249-及びその前後]）。

c 不開示部分③に関するもの

- (a) 通し番号1-201の文書には、上記(ア) cで説示した不開示部分③を含む引用文書と同一であるところ、その内容のうち、不開示部分③（ただし、2(3)項に係る部分に限る。）に相当する部分は、下記のとおりである（乙A336[1枚目以下]参照）。

記

- (3) 南北鮮の区別は、従来韓国側はこれを全く無視しており、かつ、区分する場合も、いかなる方法によっても、概括的ならざるを得ないこと。

仮にある請求項目につき、全朝鮮分の正確な数字が算出されたとしても、そのうち韓国に支払うべき分を正確に算出することは至難である。したがって、例えば、郵便貯金については、南北の人口比例を基準として70%を掛ける等、概括的な算出方式を採らざるを得ない。

- (b) 通し番号1-69の文書中で引用されている通し番号1-207の文書は、上記(ア) cで説示した不開示部分③を含む引用文書と近接する時期に外務省によって作成された文書であり、その内容は、上記(ア) eで認定したとおりであるところ、ここでは、韓国の対日請求権につき、日本側が十分に法的根拠のある請求として認められないと考える事情として、⑦事実関係の確認が極めて困難であること、⑧関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと（その一例として恩給法の例が指摘されている。）、⑨請求権処理

にあたって対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ、南北鮮の区別は概括的ならざるを得ないこと、㊸平和条約4条に関する「米国解釈」をいかに適用するかということの4点が指摘されている。

上記のうち㊸、㊹及び㊺の点は、上記(ア) cで説示した不開示部分③を含む引用文書でも同様に指摘されているところ、不開示部分③の直後の部分では、上記(ア) cのとおり、上記㊹の点とほぼ同様の表現を用いて恩給法の例が指摘されている。

d 不開示部分④に関するもの

(a) 不開示部分④-1に関するもの

通し番号1-206の文書には、通し番号1-69の文書で引用されている昭和37年2月5日付け「韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定」と題する文書が引用されているところ、その内容は、(別紙5)通し番号1-206の「第3 当裁判所の判断」部分で認定したとおりであり、当該文書の一部開示部分には、当該文書の作成名義、作成日、表題に加え、項目の内容(「I 地金銀」、「II 逡信局関係」、「III 送金返還」、「IV 韓国株主分配金」、「V (1)有価証券 (2)日系通貨 (3)未収金 (4)被徴用者補償金(内訳) 労務者見舞金 復員軍人軍属見舞金、死亡軍人軍属弔慰金、死亡軍属年金、軍属障害年金 (5)恩給請求 寄託金」)が開示されている(乙A339参照)。

(b) 不開示部分④-2に関するもの

通し番号1-210の文書は、通し番号1-69の文書で引用されている昭和37年2月15日付け「韓国側請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違について」と題する文書であるところ、その内容は、(別紙5)通し番号1-210の「第3 当裁判所の

判断」の1(1)ア(7)で認定したとおりである(乙A342参照)。

e 不開示部分⑤に関するもの

通し番号1-207の文書は、上記(7)eで説示した不開示部分⑤を含む引用文書と同一であり、その内容は、別紙5(通し番号1-207)の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(7)で認定したとおりであるところ、このうち、不開示部分⑤に相当する部分は、要旨下記のとおりである(乙A340参照)。

記

1 (中略)

(ハ) 本件処理に当たっては、対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ、南北鮮の区別は概括的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正確な数字が把握されたとしても、そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては、例えば郵便貯金について南北鮮の現在の人口比例を基準として70%を掛け、徴用労務者については大部分が南鮮出身という事実に着目して95%を掛けるなど、概括的な算出方法を探らざるを得ず、これをもって十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-69の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 不開示部分①

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「池田総理より、個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べた。」との文言又はこれと同様のもの

(イ) 不開示部分②

昭和37年1月10日、大蔵省及び外務省が査定した韓国の対日請求額の合計額（具体的には、通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ) bで認定した事実を総合すれば、不開示部分②-1（大蔵省案）が5000万ドル程度以下、不開示部分②-2（外務省案）が最大約1億ドルであると推認することができる。）

(ウ) 不開示部分③

このうち、2(2)項の部分は同時期に作成された他の行政文書（通し番号1-207の文書）で開示されているものと同様の上記(イ) c (b)で指摘した「関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていない」との文言と同旨のものであり、2(3)項の部分は通し番号1-201の文書で開示されている上記(イ) c (a)で認定した文言と同一のもの

(エ) 不開示部分④

a 不開示部分④-1

通し番号1-206の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文書の作成名義・作成年月日・表題並びに各項目の内容のほか、韓国の対日請求金額について大蔵省と外務省が各試算した具体的金額及びその具体的算定根拠等

b 不開示部分④-2

通し番号1-210の文書で開示されている（別紙5）通し番号1-210の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)で認定したもののうち、下記の部分と同様の文言（なお、通し番号1-69の文書において上記文書が引用された趣旨及び当該引用に係る分量等を総合すれば、下記の部分が引用されているものと推認することができる。なお、下記不開示部分は、不開示部分②-1及び不開示部分②-2と同一であると推認することができる。）

記

韓国側対日請求金額に対する大蔵、外務両省の査定は、大蔵案■■■不開示部分■■■、外務案■■■不開示部分■■■であるが、その相違は、主として、軍人、軍属、被徴用者に対する見舞金及び恩給に関する査定額の違いによるものであり、その他大部分の項目に関しては両省の査定は一致している。また、両省案とも、円債務に貨幣価値変動の事実を考慮に入れていないこと（韓国側は1ドル15円のレート適用することを主張している。）及び本件請求権処理は全て南鮮分に限るとの原則を堅持している点においても共通している。

両省案の相違の主な点は、次の2点である。

第1点は、朝鮮人に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失の時点までに限るか否かである。すなわち、大蔵案においては、朝鮮人軍人軍属文官に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失、すなわち、平和条約発効時まで認め、それ以後にも認めることは現在のところ困難であるとの立場に立ち、したがって、朝鮮人文官恩給支給は昭和27年4月で打ち切り、また、平和条約発効後実施された軍人恩給（昭和28年8月1日より復活）、及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年4月30日公布）は、朝鮮人軍人軍属の死亡者及び負傷者に適用されないとしているのに対し、外務案においては、国際先例及び条理に基づき、日本国籍喪失にもかかわらず朝鮮人に対し、日本人に準じ、現行恩給法（軍人恩給を含む。）及び援護法を適用し、該当者全員失権までの分を一時に支払うとの立場を採っている。

相違の第2点は、第2次大戦中内地に集団移入せしめられた徴用労務者及び復員軍人軍属に対し、何らかの手当を行うか否かである。

すなわち、大蔵案は、実定法上これらの者に対して、いかなる措置を執ることも困難であるとの立場に立っているのに対し、外務案においては大平官房長官の示唆もあり、終戦時現在の移入労務者及び復員軍人軍属に対し、引揚者給付金に準じて見舞金を支給するものとしている。

この他の相違点は、有価証券の支払額、帰国朝鮮人労務者の未収金及び帰国朝鮮人寄託金の3項目であるが、金額的にも、基本的考え方にも、大きな違いがあるわけでない。

(オ) 不開示部分⑤

通し番号1-207の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言と同一のもの

(カ) 不開示部分⑥

韓国の対日請求金額について外務省が各試算した具体的な金額及びその具体的算定根拠等

ウ そうであるとすれば、通し番号1-69の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分⑤

不開示部分①及び不開示部分⑤に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北

朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされている大蔵省又は外務省の査定金額や両者の金額の差等から容易に推測できるものであり、その総額の概数が既に公にされているものと同視することができるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ウ) 不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は、同時期に作成された他の行政文書の内容から既に公にされていると同視できるもの又は他の行政文書（1-201の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、仮に上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(エ) 不開示部分④-1及び不開示部分⑥

不開示部分④-1及び不開示部分⑥に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の対日請求権に対する具体的試算額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(オ) 不開示部分④-2

不開示部分④-2に記録されている情報については、通し番号1-210の文書で不開示部分とされた部分を除き、上記(ア)と同様の理由から、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

そして、上記通し番号1-210の文書で不開示部分とされた部分については、上記(イ)で説示したとおりである。

エ したがって、通し番号1-69の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる(以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。)

これに対し、その余の部分(後記2(1)に掲げる部分)については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の

主張立証がされていないというべきである（このうち、不開示部分①、不開示部分③及び不開示部分⑤、不開示部分④-2のうち通し番号1-210の文書で不開示とされた部分を除いた部分に記載されている情報については、仮に一般的又は典型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても、以上に説示したところに鑑みると、上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-69の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-69の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-69の文書の不開示部分に記載されている情報であって次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は、適法である。

(1) a 不開示部分①

- b 不開示部分②
- c 不開示部分③
- d 不開示部分④—2
- e 不開示部分⑤
- (2) a 不開示部分④—1
- b 不開示部分⑥

(別紙5) 通し番号1-70

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-70の文書(文書517)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「自民党8議員及び伊関局長の訪韓36年(5月6日-12日)関係会談記録」と題する文書であり、韓国を訪問した自由民主党国会議員8名が、韓国の張勉國務総理、鄭外務部長官と各会談した要旨、伊関局長・金次官会談要旨及び伊関局長の所見・考え方および指示事項等が記録されている。

このうち、不開示部分は、次のとおりである。

① 26ページ(-26-)の約8行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、「伊関局長・金溶植次官会談要旨」の項にあり、伊関局長が、金次官に対し、請求権問題の解決策として述べた具体的提案内容が記録されている。

② 31ページ(-31-)の約4行分、32ページ(-32-)の約5行分、33ページ(-33-)の約2行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、いずれも「伊関局長の所見・考え方および指示事項」の項にあり、請求権問題を解決するための具体策として伊関局長が述べた個人的な見解が具体的な金額等を明示して記録されている。

(乙A227)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-70の文書は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討した請求権の金額が明らかに

なれば、日朝国交正常化交渉において、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。特に通し番号1-70の文書の不開示部分①は韓国政府に対して行われた提案であるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-70の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A227）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和36年5月9日実施に係る「伊関局長・金溶植次官会談要旨」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(ホ) 請求権

伊関局長より、日本側としても、漁船問題さえ解決するなら請求権を解決することに異存はないと述べた■■■不開示部分①■■■

これに対し、金次官は、大体日本側の考え方に乗ってきた感じであったが、再三にわたり無償経済協力は、いくらくらいを考えているのかと質した。これに対し、伊関局長は、それはハイレベルの政治折衝によって決定されるものであり、また、韓国側の希望もあろうから、今ここでは何ともいえないと応酬した。また、金次官が、経済協力として、どんな内容のことを考えているのかと質したのに対し、伊関局長は、韓国側の個々のprojectを見た上で決定されるべきものだが、そのものが出てくるだろうと答えた。

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和36年5月15日付け「伊関局長の所見、考え方及び指示事項」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 今後のヤマは、結局、日本側がいくら払うか肚を決めるにかかっていると思われる。自分の一試案としては、■■■不開示部分②-1■■■資金の枠を用意し、これらを合わせて、年■■■不開示部分②-2■■■ドルということにする位がよいところではないだろうか。■■■不開示部分②-3■■■結局話ははじめ請求権から出発しても、結果としては、一段高い立場で韓国経済の崩壊を防ぐため面倒をみるという趣旨で、韓国経済に実質的に貢献できるようなものを考えるべきであろう。（■■■不開示部分②-4■■■）自民党もこのような考え方に傾いているものと思う。

ちなみに、韓国側は、非公式の話し合いの際、5億ドルくらいも
らいたいような口吻であった。

3 局長指示事項

(1) ■■■不開示部分②-5■■■

(2) 日本側としてどうしても請求権として払う必要があるのかはど
れとどれか払う方法をどうするか大体いくらくらいになるかにつ
き、外務、大蔵事務当局で考えをまとめておくこと（あまりけち
なものになりすぎないように）支払ったものを韓国側がどう使う
かは日本側の関知するところではなく、ただ、日本側としてはそ
れによって請求権を免責されればよい。韓国側が受け取った金を
全て社会保障費に回すのも一案ではないだろうか。

(3) 漁業協定に関する日本側案を2, 3準備すること

(以下略)

(4) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①関係

通し番号1-150の文書（アジア局重要懸案処理月報）の一部開
示部分には、昭和36年5月分として「自民党⑧議員及び伊関局長の
韓国訪問」との記録部分があるところ、不開示部分に関連する部分は、
下記のとおりである（乙A294[-117-以下]）。

記

(6) 伊関アジア局長は、議員団とは別に、金溶植外務事務次官と2
回にわたり会談し、日韓会談の今後の進め方につき意見を交換し
たが、その概要は次のとおりである。

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) 個々の懸案の処理方式について次のように話し合った。

(i) 法的地位。(略)

(ii) 船舶。(略)

(iii) 文化財。(略)

(iv) 漁業。(略)

(v) 請求権。伊関局長より、日本側は漁業問題さえ解決するならば請求権を解決することに異存はないと述べ、はっきりした個人債務は請求権として解決し、いわゆる一般的請求権は無償経済援助とするか、もしくは、全てを無償経済援助とするか2つの解決方法があり、そのほかに一般の経済援助があるわけだと説明した。金次官は大体日本側の考え方に乗ってきた感じであったが、無償経済援助はいくら位を考えているのかと再三質し、これに対し伊関局長は、それはハイレベルの政治折衝で決定されるものであって、いまここでは何ともいえないと応酬した。

b 不開示部分②関係

(a) 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年1月16日付け「日韓会談の今後の進め方について」と題する文書及び昭和37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書がそれぞれ引用されているところ、その要旨は、(別紙5)通し番号1-26の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(イ)で認定したとおりであり、「先方に支払うもの1億ドル、長期低利の経済協力2億ドルの線から出発し、前者1.5億ドルないし2億ドル、後者2億ドルを最終線とする」との解決案や政治折衝において経済協力問題も含めた本件の全般的解決を図るための方策として、無償経済援助1億ドル及び長期低利の経済援助又は有償経済援助2億ドルを軸とする解決案が明らかにされている(乙A108[-2

03-以下] 参照)。

(b) 昭和36年11月2日付け「対韓経済協力実施上の問題点について」と題する文書には、「現在考えられている対韓経済協力の構想は、総額150百万ドル程度(初年度50百万ドル程度)の長期・低利の借款供与」であり、民間ベースの延払信用供与よりも政府ベース(具体的には輸出入銀行又は海外経済協力基金)の直接借款が望ましく、海外経済協力基金がその供与機関となることが適当な事案である旨記録されている(乙B284)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-70の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

伊関局長が述べた請求権問題の具体的解決案であり、通し番号1-150の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「はっきりした個人債務は請求権として解決し、いわゆる一般的請求権は無償経済援助とするか、もしくは、全てを無償経済援助とするか2つの解決方法があり、そのほかに一般の経済援助があると説明した」旨のもの(なお、通し番号1-70の不開示部分①の直後にある伊関局長と金溶植次官のやりとりに照らすと、不開示部分①には、通し番号1-150の文書で開示されている内容を超えて北朝鮮との交渉上日本に不利な立場になり得る提案内容が記録されていることはいわがわれない。)

(イ) 不開示部分②

請求権問題を解決するための具体策として伊関局長が述べた個人的な見解(具体的金額も含む。ただし、このうち不開示部分②-1及び不開示部分②-2には、伊関局長の解決策として韓国に対する経済協力の具体的方法を含むものが記録されており、その内容は、前記ア(イ)bで認

定したものが当時の外務省アジア局長である伊関局長の意向を反映したものであると推認されることからすると、当該部分に記載されている情報は、前記ア(イ) bで認定したものと同趣旨のものであると考えられるから、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。))

ウ そうであるとすれば、通し番号1-70の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記載されている情報は、他の行政文書(通し番号1-150の文書)の一部開示により既に公にされているものと同旨のものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記載されている情報は、日本政府高官が述べた請求権問題に関する具体的解決策(具体的金額を含む。)であるが、このうち、不開示部分②-1及び不開示部分②-2に係るものについては、上記イ(イ)で説示したところに照らし、他の行政文書の一部開示により既に公になっているものと同趣旨のものとみることができるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな

材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方、その余の部分については、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-70の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる(以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。)

これに対し、その余の部分(後記2(1)に掲げる部分)については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである(また、不開示部分①に記載されている情報については、仮に一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても、以上に説示したところに鑑みると、上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。以上の説示に反する被告の主張を採用すること

はできない。)

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-70の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-70の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-70の文書の不開示部分に記載されている情報であって次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

(1)ア 不開示部分①

イ 不開示部分②-1及び不開示部分②-2

(2) 不開示部分②-3から不開示部分②-5まで

(別紙5) 通し番号1-71

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-71の文書(文書539)は、外務省が作成した「第一回請求権分科会に関する打合せ会次第」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する請求権問題について、昭和27年2月19日に政府部内で開催された韓国との交渉方法についての検討、協議の内容、経過等が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 11ページ(11)約3行目から12ページから15ページまで(11に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された当該ページ部分)及び16ページ(12)1行目まで(以下「不開示部分①」という。)

これは、「第1回請求権分科会交渉要領私案」の項にあり、請求権問題に関し、韓国と交渉する際の交渉戦略、方針等が具体的に記録されている。

- ② 19ページ(15)4行目から20ページから22ページまで(15に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分)及び23ページ(16)2行目まで(以下「不開示部分②」という。)

これは、「第1回請求権分科会交渉要領案」と題する文書にあり、不開示部分①と同趣旨の事項が記録されている。

- ③ 39ページ(32)の約4行分及び41ページ(34)の約3行分(以下「不開示部分③」という。)

これは、昭和27年2月25日開催に係る「請求権問題交渉に関する打合せ」と題する文書中にあり、不開示部分①と同趣旨の事項が記録されている。

(乙A228)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-71の文書の不開示部分に記載されている情報は、日韓国交正

常化交渉における請求権問題について、韓国と交渉する際の具体的な戦略又は方針等を検討協議した内容、経過等であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術とすべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A228）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-71の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「第1回請求権分科会交渉要領私案」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 第2回本会議における打合せに従って、請求権問題に関する先方の提案を披露せしめる。

■■■不開示部分①■■■

五 南北鮮を一体として扱うことに関する問題は、他の議題にも関連があり、かつ、請求権交渉においても、ある場合には、局面転換を図る手段としても有効な問題であるから、差し当たり伏せておくべきである（以下略）

b 不開示部分②

不開示部分②は、「第1回請求権分科会交渉要領案」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 第2回本会議における打合せに従って、請求権問題に関する先方の提案を披露せしめる。

■■■不開示部分②■■■

五 南北鮮を一体として扱うことに関する問題は、他の議題にも関連があり、かつ、請求権交渉においても、ある場合には、局面転換を図る手段としても有効な問題であるから、差し当たり伏せておくべきである（以下略）

c 不開示部分③

不開示部分③は、昭和27年2月25日開催に係る「請求権問題交渉に関する打合会」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

第3の段階としては、わが方も対案を作成・提出しなければならない。なぜなら、いかに法理論を尽くすにしても、先方の提案を受け、こちらの意図をほとんど示さずに、ただ討議を重ねたりすれば、

「遷延」の責任をうんぬんされるおそれもあり、また、この委員会で先方の提案のみに基づいて何らかの協定を行うこともできないからである。

■■■不開示部分③■■■

わが方の案の内容としては、文化財等の好意的移譲、国有財産の分轄（移譲）及び未払金の支払（ヴェスティング・デクリーに関連ない債務）の程度になるものと予想されるが、状況によっては、私有財産の処分は当分の間延期し、その際に政府声明を発表するという方法もある。なお、わが方の対案を提示する場合に、その根拠となる法理論を再び行う方が適当であろう。

（間接主義は、実際問題として取り得ないと思われる。すなわち、外務省としても、大蔵省が否定的態度である以上、在外財産に対する補償不実施の責任を取り得ないからである。）

■■■不開示部分③■■■

大蔵省側は、前記タクティクスを用いることには同意したが、タイミングを慎重に行うよう希望した。

(イ) なお、通し番号1-71の文書の一部開示部分には、昭和27年当時の請求権問題に関する日本側の具体的解決案が記録された次の文書も含まれている。

a 昭和27年2月28日付け「財産及び請求権協定に関する基本概念並びに要綱（第一次案）」

b 「日韓両国間の財産及び請求権の例示的処理要領（案）」

c 昭和27年3月3日付け「日韓請求権処理案（第1回案）」

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-71の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも同趣旨の内容であり、昭和27年当時の請求権分科会において韓国と交渉する際の日本側の具体的な交

渉戦略及び方針等であると推認することができる（なお、不開示部分③の前後の記載及び上記ア(イ)で認定した通し番号1-71の文書の一部開示部分に照らすと、上記情報は昭和27年当時における請求権問題に関する日本側の具体的解決策の内容そのものに言及したものではないと推認することができる。）。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-71の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的交渉戦略であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないといえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-71の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-71の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-71の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-71の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-72

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-72の文書(文書542)は、昭和27年3月10日付けで外務省が作成した「請求権問題交渉の中間段階における対処要領」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する請求権問題について韓国との交渉における対処方法を政府部内で検討協議した内容、経過等が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、財産・請求権問題について韓国と交渉する際の対処要領について、日本側の具体的な交渉術及び交渉方針等の具体的内容が記録されている。

- ① 9ページ(-9-)最終行から11ページまで(-9-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分)
- ② 12ページ(-10-)冒頭から6行目まで

(乙A229)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-72の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

通し番号1-72の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A229)。

記

三 対処要領

前記ごとき、本件対案提示によって先方代表団に与えたショックは相当地に深刻であるから、本件の今後の趨勢は、当然会談全般に影響を及ぼすものと思われる。したがって、この段階における対処要領も、根本的には会談全般の方針に則して検討され、決定されなければならないことはもちろんであるが、■■■不開示部分■■■

この場合、先方代表団としても、法理論で簡単に屈服することもできないであろうから、水掛論に陥るおそれは多分にあるが、わが方としてはわが法理論が国際的にも十分承認される正論であるとの印象を先方代表団、殊に梁大使にも与え、この線を通じて、先方の本国政府をも反省せしめる程度までは大いに強く主張すべきである。(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-72の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和27年当時における請求権問題についての日本側の具体的な交渉術及び交渉方針等であると推認することが

できる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-72の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的交渉戦略等であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-72の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-72の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-72の文書の不開示部分に記録されている情

報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-72の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-73

第1 前提事実(各論)

通し番号1-73の文書(文書565)は、外務省が作成した昭和40年3月25日付け「朝鮮人教育の概要」と題する内部文書であり、在日朝鮮人問題、特に北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについて政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、日本各地に存在する朝鮮人学校における民族教育のあり方、北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについての検討内容、経過等が個別具体的に記録されている。

- ① 3ページ(-3-) 約1行分
- ② 8ページから19ページまで(-7-に「次ページ以下12ページ不開示」と記載された当該ページ部分)
- ③ 101ページ(-80-) 最後の約3行分から102ページ(-81-) 3行目まで

(乙A230)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-73の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、在日韓国人を「特別永住者」として処遇することとされた現在においてもなお、韓国側と上述したような協議を行う上でも、また、北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上でも、日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得るものであるから、これを公にすれば、日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがあるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認め

ることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-73の文書の開示部分に記載されている情報は、40年以上も前のものであり、平成15年（2003年）の文部科学省の告示改正により、大学が個別の入学資格審査により入学資格を認めることを可能とされ、民族学校の卒業生の大学入学への障害が取り払われたことから、日韓国交正常化交渉時に存在した民族学校卒業生の大学入学資格等の問題は解消していることのほか、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はないし、日韓間でその後も協議が行われ、また日朝間で今後協議が行われるという事情のみでは、交渉に支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

通し番号1-73の文書の開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A230）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「朝鮮人教育の概要」と題する文書にあり、その直前の記載は、下記のとおりである。

記

2. 公立学校分校 18校

分校は、朝鮮人が集団に居住している都市において朝鮮人父兄の

要望と当該地域の日本人の住民感情の妥協として設置されたものが多い。

分校は、本校である日本人児童、生徒のみを収容している小学校、中学校の教育方針に基づいて、日本人教員が、日本の教育課程によって教育する建前で運営されているが、課外として、朝鮮語、朝鮮歴史等の履修が認められており、これについては朝鮮人の非常勤講師が採用されている。

分校の基本的考え方は右のようである■■■■不開示部分①■■■■

b 不開示部分②

不開示部分②は、「在日朝鮮人の教育に関する問題点一覧（案）」と題する文書中にあり、その直前の記載は下記のとおりである。

記

第三 その他

1 実態調査

(1) 在日朝鮮人

(2) 外国における日本人教育等

c 不開示部分③

不開示部分③は、自民党政調文教調査会外人教育小委員会作成の昭和40年5月26日付け「外人教育小委員会中間報告（案）」と題する文書中にあり、その前後の記載は下記のとおりである。

記

第二 永住を許可された韓国人以外の朝鮮人の教育上の処遇について

一 (中略)

三 このためには、かれらの教育を受けたいという希望を日本の学校教育で満たしてやることが必要であり、我が国の学校教育に入ってきたこれらの子弟については、教育上の処遇について永住許

可を受けた韓国人と同様、できるだけ日本人と同様に取り扱うよう考慮し、ささいな差別により偏狭な排日的民族教育に走らせないようにする配慮が必要である。

■■■不開示部分③■■■

この際、我が国としては、北鮮人といえども我が国の学校教育に入れるということを明らかにし、我が国が外国人に対し、我が国の学校教育に入学できる均等な機会を与えていることを世界に示す必要がある。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-73の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和40年当時における朝鮮人のための学校としての公立学校分校に関する事項の具体的説明

(イ) 不開示部分②

昭和40年当時における在日朝鮮人の教育に関する問題点として指摘された具体的事項等

(ウ) 不開示部分③

昭和40年当時における永住を許可された韓国人以外の朝鮮人の教育上の処遇に関する自民党政調文教調査会外人教育小委員会の見解

ウ そうであるとすれば、通し番号1-73の文書の不開示部分に記載されている情報は、在日朝鮮人の法的地位のうち在日朝鮮人の教育に関する日本側の具体的見解（特に、韓国との間で現在も行われている協議の対象となっている事項に関するものである。）であって、特に北朝鮮と朝鮮人学校との関わりに関する日本政府の見解も含み得るものであり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示された

ものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で在日朝鮮人の地位問題が協議の対象となる以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-73の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-73の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-73の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-73の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-74

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-74の文書(文書567)は、昭和28年10月23日付けで外務省アジア局第二課が作成した「韓国文化財の提供について」と題する内部文書等であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

このうち不開示部分は、12ページから25ページまで(一11-に「次ページ以下14ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、東京国立博物館に所蔵されている韓国関係文化財一覧表(10ページ)及び美術品リスト(4ページ)で、いずれも「品名」及び「数量」等が記録されている。

(乙A231)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-74の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、東京国立博物館が保有する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが明らかになれば、我が国に存在する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなるから、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前

提状況の相違，4.0年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A231）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号1-74の文書の不開示部分は，昭和33年2月6日付け「韓国関係文化財参考資料」と題する文書に添付された東京国立博物館に所蔵されている韓国関係文化財一覧表（10ページ）及び美術品リスト（4ページ）であり，当該不開示部分に記録されている情報は，その当時，東京国立博物館に所蔵されていた韓国関係文化財又は美術品の「品名」及び「数量」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば，通し番号1-74の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時，東京国立博物館に所蔵されていた韓国関係文化財及び美術品に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから，北朝鮮と交渉するに当たり，直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また，日本政府が，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが公になることにより，直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは，判決本文で説示したとおりである。他に，当該文書の作成後における

時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば，通し番号1-74の文書の不開示部分に記録されている情報については，被告において，一般的又は類型的にみて，当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○
(2) 小括

したがって，通し番号1-74の文書の不開示部分に記録されている上記情報については，その余の点を検討するまでもなく，情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

●
2 結論

よって，本件各処分のうち通し番号1-74の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は，違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-75

第1 前提事実(各論)

通し番号1-75の文書(文書570)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年4月6日付け「韓国文化財に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における懸案事項の一つであるわが国が所有する韓国文化財に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

このうち不開示部分は、16ページ(-16-)の約1ページである。

(乙A232)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-75の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点及びその解決策について政府部内で検討した内容、経過等であり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該文化財リストを知ることとなるから、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張は、通し番号1-75の文書の不開示部分が検討内容・経過であるにもかかわらず、文化財の具体的なリストを不開示理由としていて対応しないし、被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文

化財の内容や所在に係るものであるし、不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A232)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-75の文書の本文部分の記載は、要旨下記のとおりである。

記

伊関アジア局長は、6日午後3時、同局長室に文部省文化財産保護委員会岡田前事務局長(現私学振興会理事長)及び同委員会西森庶務課長の来訪を求め、両氏及び菅沼前北東アジア課長より韓国文化財の問題に関し、要旨下記のごとき事情を聴取された。

(1) 文部省側より韓国文化財で問題となるのは国有のもので、公有、私有のものは問題となったことはない旨説明があり、菅沼前課長より公有のものでは千葉県有のものを韓国側で問題としたことがある旨付言した。更に国有のもののうち、大学、内閣文庫、博物館のもの等があり、韓国側は当面博物館のものを目標としている模様である、大学側では返還には強硬に反対しており、たとえ政府の命令でも大学自治を盾にこれに応じないであろう、前の会談の際の文部省側の主張は、これらの文化財はいずれも正規の手続を経て入手したもので違法なものではなく、韓国側の要求を入れる理由はない。他の諸案件の解決後韓国独立のはなむけとして贈るならやむを得ないが、返還とすることは反

対であるとした。したがって、余程上層部で政治上の理由で決められれば別であるがと述べた。

- (2) 伊関局長から日韓間の他の問題に関連して文化財においてどの程度のものを出すかを調べて決めておく必要がある、大学では原文でなければならぬのか写しではいけないのか、また大学としては韓国の学術振興という見地から贈るという訳にはいかないのかと尋ねたのに対し、文部省側は、大学側は正当に入手したものである点と政治上の問題に利用されたくないとの点からこれに応じないだろう、今のところ大学の分は話に出ていない旨答えた。
- (3) 伊関局長より1905年以後に入ったことがはっきりしておるもので博物館にあるものの数についての質問に対し、菅沼前課長よりおおまかな数で約1000点があるが、例えば靴一足を1と数えるか、2と数えるか等によってその数も変わってくる旨説明し、更に先の106点の文化財及び489点の同リストを韓国側に渡した経緯について説明した。これに関連し、文部省側より右106点については当時国会でも問題となり、特に社会党方面の反対が強かったが一般世論は納得したようである旨説明があった（国会答弁要旨別添1）。
- (4) 引渡に関しては現行の国内法上では困難である旨を文部省側で説明したところ、伊関局長より条約を締結することについての国際先例につき質問があり、菅沼前課長より、事情はいろいろ異なるが近年の国際通念としては返還する方向にある旨説明があった。国際先例については別に係官より資料を提出することとした（別添2）。
- (5) 文部省側より、学者の意見として、文化財の大部分は、総督府時代に韓国の博物館にあり、終戦後もほとんどを残してきており、むしろ日本側でもらいたい位であると言っている旨説明があり、これに対し局長は、大学のものは難しいとしても、博物館のものについてはどこ

に困難があるのかと尋ねたところ、文部省側より文化財保護委員会が難色を示しているが、協定ができてしまえば、致し方なく協力することになると答えた。また、韓国側のねらいについての質問に対し、文部省側では、韓国側ほどの程度で満足するのか分からないので、日本側としてもどの程度渡せるか全然表に出していない旨説明した。

(6) 文部省側より、文化財の所在場所として、国立博物館、東大、京大、内閣文庫、宮内庁書陵部である旨及び博物館側では一般に公開しておるものであり、博物館だけの犠牲において文化財を提出することは承服しないだろうと説明があった。これに対し局長より、大学の研究に必要なもの一部残し、一部を韓国の学術研究に協力するというところで引き渡してはどうかと尋ねたところ、文部省としては返還に絶対反対で、当時の灘尾文部大臣も反対せられた。したがって、この問題は事務当局のレベルで解決は無理であると考え旨答えた。局長は、自分もそのように考えるが、事務当局としてはどの程度のことか可能であるかを調べておく必要がある旨説明された。

(7) 文部省側より、当時の日韓会談に文部省が参加しなかったのは、引っ張り込まれるのを好まなかったためである旨述べ、局長より、漁業の問題等で韓国側が話し合いに応じて会談が進展すれば、今度は文部省も入ってもらわねばならない旨述べられた。

(8) 局長より、国立博物館のものを返還すれば全部になるだろうかと尋ねたのに対し、文部省側より韓国側は1905年以前のもを目標としているようであるから、入手の年代を明確にする必要がある。博物館が韓国で発掘したものは分かるが、高麗焼きなど民間から買ったものは年代は不明なものがある。しかし、1905年以前持ち帰ったもので国立博物館所蔵のものと限定すれば、問題は楽になると考える。最終的態度としては、書籍を除いた489点ということになるが、こ

これは博物館のものから北鮮関係のもの6.5点を除き、先に渡した106点と合わせれば、博物館にあるもので1905年以降持ち帰ったものの90%以上となる。私有のものは問わないこととし、博物館のもので民間から買った高麗焼き等は除いていけば楽になると考えると説明があった。

(9) 書籍について菅沼課長より、書籍は、徳川時代に入ってきたものが多く、1905年以後のものはほとんどないのではないかと考える旨述べた。

(10) 最後に局長より柳大使も、文化財問題が明らかになれば漁業の問題も考えると言っているので文化財の問題を先に決め、漁業問題も解決し協定を同時に発効させるという方法を考えている旨説明があり、そのため、返す返さないは別とし、国有のもので、1905年以後持ち帰ったもののリストを関係機関の協力を得て作る必要がある。韓国側がこういうものもあると申し出たときは、そのとき考えればよいとの説明がされ、菅沼前課長より、リスト作成の作業は事務当局のレベルでは無理であろう、局長から大学、博物館等の責任者に直接協力を求められてはと述べられた。

なお、西森課長は文化財保護委員会の清水現事務局長は文化財の返還には強硬な反対論者であるから、今日の会にももし知っておれば、おそらく出席を許されなかったであろう。たまたま今日局長は出張中であり、また、自分としても、過去の経緯をご説明するという名目で出席したものである旨説明した。

参考 文化財関係機関及び連絡先 (別添3 (1)及び (2))

国有の朝鮮関係文化財の現状について (別添4)

(イ) 通し番号1-75の不開示部分は、上記(ア)の別添4の昭和34年1月16日付け「国有の朝鮮関係文化財の現状について」と題する文書中

にあり、不開示部分の直前の記載は、下記のとおりである。

記

一 国有の朝鮮出所文化財の現状

国有の朝鮮出所の文化財は現在 (1)東京国立博物館 (2)東京大学文学部研究室 (3)京都大学文学部研究室 (4)内閣文庫 (5)宮内庁書陵部に所蔵されている。これら文化財の現状を正式に調査することは、政府としての文化財取扱いの基本方針の決定がない以上は困難であるが、過去において非公式に当省限りで調査したところを総合すると次のとおりと見られる。

1. 東京国立博物館所蔵の分

昭和32年2月に文化財保護委員会が作成したリストは、別添第一のとおりであり総員数は1452点であるが、この内には既に韓国側に引き渡した106点が含まれているので、これを差し引くと約1346点となる。日本渡来の時期については、ほとんど全てが1905年以降と推測される。

2. 東京大学文学部、京都大学文学部所蔵の分

韓国側は東京大学に楽浪遺物1棚及び三国時代の瓦類数十点京都大学に楽浪古墳を初めとして古墳出土の土器の類約350点が所蔵されていると称しているが、日本側において正式に調査したことはない。

3. 内閣文庫及び宮内庁書陵部所蔵の分

内閣文庫には朝鮮本約190冊が書陵部には74冊が収蔵されていることは事実であるが、昭和28年6月の内閣及び宮内庁の調査によると、これら朝鮮本の我が国渡来の時期は全て日韓併合前であるとされている。すなわち、宮内庁の所蔵分は、徳川幕府楓山文庫、旧多紀家、旧徳山毛利家の所蔵本であり、内閣文庫のものは紅葉山

文庫、昌平坂学問所の所蔵本のほか明治20年代に民間から購入又は献納を受けたものと称している。

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実、殊に上記ア(イ)で認定した不開示部分がある文書の表題や不開示部分の直前の記載によれば、通し番号1-75の文書の不開示部分に記録されている情報は、専ら国有の朝鮮関係文化財の現状についてのものであることが明らかであるから、これが文化財リストのようなものではなく日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等であるとは考え難い。

これに対し、被告は、当該情報が、「日韓国交正常化交渉において議論されることが予想される文化財問題の具体的な問題点及びその解決策について政府部内で検討した内容、経過等」であると主張するが、上記に説示したところに鑑みると、上記の選別基準等又はこれに準ずるものであることを具体的に基礎付ける事情を主張するものということとはできず、本件全証拠によっても、これを認めるに足りる的確な証拠がないから、被告の上記主張を採用することはできない。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-75の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等又はこれに準じるものとはいえない以上、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号 1-75 の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号 1-75 の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 1-75 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-76

第1 前提事実(各論)

通し番号1-76の文書(文書572)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年9月20日付け「韓国文化財の引渡しに関する件」と題する内部文書によって構成されており、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち不開示理由1に係る不開示部分は、15ページ(-15-)の約9行分であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

(乙A233)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-76の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について日本政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、また、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A233)によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-76の不開示部分は、昭和35年10月15日付けで北東アジア課長が作成した「韓国文化財引渡しのための法律問題について大蔵省担当官との打合せに関する件」と題する書面にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. 前田課長より、かねて省内において検討中の法律関係の問題について説明したところ、酒井事務官は、主計局法規課の固まった意見であるとして次のとおり説明した。

先に引き渡した106点の場合は、抑留漁夫をさしせまって帰さねばならぬという事情があり、また当時国としてそれらのものの模造品を持っていたので、引渡しによって直ちに国の事務に支障を来すことはないとの意見から、「物品の無償貸付及び譲与等に関する法律」3条3号にいう標本用物品にこれらの文化財が含まれると読んで引き渡したものであるが、今度の場合は先の場合と情勢が異なり、一般的日韓会談で話し合いを行った上渡すというのであるから、106点の時の解釈では無理であり、いけないのではないかと、従って、今度の場合は特別立法を行うなど何かはっきりした措置を執るべきである。

2. 前田課長より大蔵省のいうはっきりした措置について、一つの考え

方として文化協力というような意味で協定を作って、その1か条に文化財のことを規定するとか文化協定の附属交換公文にするとか、種々の形が考えられるが、それらのものについて国会の承認が得られれば、理論的には国内法と同等の効力をもつことになるので、これと積極的に抵触する国内法がなければ、別に立法措置を講ずる必要がないのではないかと思うと述べたところ、酒井事務官は正にそのとおりであると述べた。

3. さらに、前田課長よりただそうなると前の106点の時は、前掲法律の援用ですまし、今回は国会にかかるとなると、前回は違法措置ではなかったかとの非難、そしりを国会等から受けることが予想される。

■■■不開示部分■■■

(イ) 通し番号1-76の文書には、上記(ア)の文書のほか、次の文書が含まれている。

a 昭和35年9月20日付け「韓国文化財の引渡しに関する件」と題する文書

これは、北東アジア課が条約課に対し、①朝鮮関係文化財の列挙的又は包括的な引渡しを規定する文化協定のような条約を日韓間で締結することにより国内法改正の措置を執らないでも引渡しをすることができるか否か、②条約締結と同時又はその後において別に特別法のごときものの立法措置を必要とするかという2点についての見解を照会したものである。

b 昭和35年9月29日付け「文化財を韓国に引き渡す場合の法的措置に関する件」と題する文書

これは、国有財産を韓国に引き渡す場合、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律3条3号の「標本用物品」として譲与することは、文部省側が難色を示しており、また、現に東京国立博物館に保管されて

いる文化財の贈与につき同条4号の「予算に定める交際費又は報償費をもって購入した物品を贈与するとき」を適用することもできないことから、新たに立法措置を執る以外に途はないように思われるが、国際先例をみると、①インド等に農業電気通信、小規模工業等の各種センターを設置するために必要な機械設備等の無償譲渡等ができるようにするために「経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律」（昭和35年法律第23号）が制定されており、②フランス側が寄贈とする「松方コレクション」返還の場合、フランス側は国会においてコレクション寄贈法を通過させている旨が記録されているものである。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に加え、別紙5（通し番号1-77）の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで認定した通し番号1-77の文書（外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年10月6日付け「韓国文化財問題に関する第1回省内打合会に関する件」と題する内部文書）の不開示部分の前後の記載を総合すれば、通し番号1-76の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容、経過等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-76の文書の不開示部分に記録されている情報は、専ら日本側の国内的問題に関するものであるし、仮に、韓国側の主張を認めて韓国文化財を返還する可能性に言及するものであったとしても、それは、文脈上、韓国文化財をそのように取り扱うことの理論的可能性を指摘したものにはすぎないことが明らかであり、直ちに日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被るものではないから、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等のような日朝国交正常化交渉において文化財問題に関して北朝鮮との間で直接

協議の対象となる事項に関連するものではないというべきである。

したがって、当該情報は、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-76の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-76の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-76の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-77

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-77の文書(文書573)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年10月6日付け「韓国文化財問題に関する第1回省内打合会に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容、経過等が記載されている。

このうち不開示部分は、3ページ(-3-)の約5行分であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容、経過として、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の引渡しと法令の適用関係等が記録されている。

(乙A234)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-77の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について日本政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、また、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A234)によれば、通し番号1-77の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1. まず前田課長より去る9月19日沢田大使、伊関局長等と文部省文化財保護委員会事務局長等と本問題に関し懇談した際、文部省側は先に引き渡した106点の文化財は国内法上は「物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律」(以下法229号という。)の援用によって標本用物品とみなして引き渡したものであるが、更にそれ以上のものを渡す場合には、これと同様の解釈を採ることは困難であるとの意見であった。また、文部省側は、基本的には韓国側の主張する返還ということでは応ぜられないとの意見を述べていた旨説明した。更にその際伊関局長から事務当局に対し文化協力という意味で協定を結んで引き渡す場合の法律関係を検討しておくよう命ぜられているので、北東アジア課において条約局方面の意見も徴したところ、文化財引渡しには、国会の承認を必要とする協定による必要がある。その場合原則論としては、改めて国内的に立法措置を講ずる必要はないが、実際問題としては既存の国内法と背馳する場合には国内法の改正か特別立法の措置を執ることが望ましいとのことであった。■■■不開示部分■■■そこで先例等調査したところ、適切な

例ではないが、東南アジア諸国に対する経済、技術援助のため最近「経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律」が制定されており、また逆の立場になるが松方コレクション返還（フランス側は寄贈としている。）の際、フランス側は国会で寄贈法を通過させている例がある旨説明した。（中略）

2. 条約局側より、文部省が法229号の適用に反対するのは、渡したくないための口実ではないか、また、特別立法をした場合、前の106点の解釈と食い違いを生じ国内的に政府当局の立場を困難にするおそれがある点を指摘して、法229号の標本用物品とすることが絶対的に不可能か否か、また同じ規定の教育試験等のため「必要な印刷物、写真その他これに準ずる物品」を適用することができないかとの質問を提起した。

ト部参事官よりこれらの規定は素直に読んだ場合文化財をこれに当てはめることは無理であると思う、106点をこの規定によったこと自体が不思議に思われるくらいである。このような拡張解釈を繰り返すことは危険であるから、今度は特別立法でやることが望ましいとの意見も出、北東アジア課よりも先の106点の場合法制局その他に異論もあった旨説明したが、前田課長より条約課に対しとにかく法229号の適用が絶対不可能かどうかを法制局についてもう一度研究されたいと依頼した。

3. 日韓間の文化協定の附属交換公文か附表のような形にすること（条宅課長より基本条約に盛り込む方法もある旨指摘）の適否について、ト部参事官、条約局、北東アジア課ともこの方法が最もすっきりした形になるという点では意見が一致した。

しかし、これに関連して、文化交流といえればレシプロカルでなければならぬのにこのように一方的に引渡しを規定することはおかしい。（この点に関し、在韓国の大谷コレクションとの交換が可能であればすっきりした形になるとの意見が前田課長より出された。）前項の法299号

の適用が可能であれば必ずしも協定の必要はないのではないか、文化協定の先例に同様な内容があるか否か等の諸点に対し、北東アジア課より条約課に対し研究方を依頼した。

4. 上記3の点に関連してト部参事官より文化協定の提案を韓国側が受けるか否か問題である、先方は文化協定は将来の問題であるとして、これまでの文化財返還の主張を繰り返す可能性がある、その場合日本側も従来のような主張を持ち出さざるを得ない、そうすれば会談の雰囲気をおぼろしくすることになるとの意見が出された。

北東アジア課よりその場合は日本側としては韓国側が権利義務を云々しなければ引渡しを考慮する用意があるとして説得する以外に方法はないと述べ、ト部参事官より予め文部省との間に韓国側に渡し得る文化財の枠を決めておくことができれば、交渉し易いとの意見があったので、前田課長より文部省側はもともと引渡しには反対であるが、国の方針として引渡しが決定的であれば致し方ないとの態度をとっている旨説明した。

5. 会談全体の問題として、ト部参事官より小さな譲歩を繰り返して結局多くの問題が残るおそれがある、むしろ大きな問題を解決した際、小さな問題を例えば文化財を贈るとする等の方法が望ましいとの意見があり、条約局、北東アジア課より、全ての問題は基本条約の発効と同時に効力を発するものである旨説明した。

6. (イ)北東アジア課より、特に国内PRの必要が予想されるので、条約局において国際先例は最近パキスタン等在外公館から寄せられた回答等による研究方を依頼し、(ロ)ト部参事官よりは国有文化財が正当な手続を経て入手したのか否かとの挙証の問題について質問があり、北東アジア課より博物館入手前の経路については困難である旨説明した。また(ハ)条約課より32年末の「口頭伝達事項」末段は国有のみか民有のものも含まれるか否か質問があり、北東アジア課よりこの字句挿入の経緯

より推して両方を含むものと考えられる旨説明した。

7. 宇山参事官より、文部省説得の必要性を強調され、条約課長よりは、法229号適用の問題に関連するが、日本側国内法上渡し得るというだけでは、もともと引渡しに反対の文部省に対し説得力がない、この問題は法律論よりむしろ政策問題として大局的見地から方針を立て関係大臣間の了解を取り付ける必要がある旨を述べた。

8. 最後に宇山参事官及びト部参事官より交渉に当たっての思想統一の必要性を述べられ（例えば、1905年の解釈の問題等）、対処要領のよくなものを箇条書きにして作成しておく必要を強調された。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に加え、別紙5（通し番号1-76）の「第3 当裁判所の判断」の1(1)アで認定した通し番号1-76の文書（外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年9月20日付け「韓国文化財の引渡しに関する件」と題する内部文書）の不開示部分の前後の記載等を総合すれば、通し番号1-77の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する法律解釈の方針等について政府部内で検討した内容、経過として、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の引渡しと法令の適用関係等に関するものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-77の文書の不開示部分に記録されている情報は、専ら日本側の国内的問題に関するものであるし、仮に、韓国側の主張を認めて韓国文化財を返還する可能性に言及するものであったとしても、それは、文脈上、韓国文化財をそのように取り扱うことの理論的可能性を指摘したものにすぎないことが明らかであり、直ちに日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被るものではないから、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等のような日朝国交正常化交渉において文化財問題に関して北朝鮮との間で直接

協議の対象となる事項に関連するものではないというべきである。

したがって、当該情報は、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-77の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-77の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-77の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-78

第1 前提事実(各論)

通し番号1-78の文書(文書576)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月1日付け「日韓会談文化財小委員会主査非公式会談記録」と題する内部文書等によって構成され、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

① 11ページ(-11-)の約8行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、「文化財問題の解決方針に関する件(討議用資料)」にあり、文化財問題において具体的に問題となる問題点とその解決策について検討した内容、経過等が記録されている。

② 17ページ(-16-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分から18ページ(-17-)1行目まで(以下「不開示部分②」という。)

これは、日韓会談における文化財問題に対処するわが国の方針が具体的に記録されている。

③ 22ページ(-21-)約17行分(以下「不開示部分③-1」という。)、23ページ(-22-)約5行分(以下「不開示部分③-2」という。)、24ページ(-23-)約4行分(以下「不開示部分③-3」という。)、これらを併せて単に「不開示部分③」という。)

これは、いずれも、日韓会談における文化財問題について具体的に問題となることが予想される問題点とその解決策について検討した内容、経過や日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する当時の我が国の解決方針案等が記録されている。

(乙A235)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-78の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について日本政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、また、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A235）によれば、通し番号1-78の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、昭和37年2月14日付けで北東アジア課が作成し

た「文化財問題の解決方針に関する件（討議用資料）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. 韓国側は、第一次日韓会談の開始以来、請求権問題の一環としてわが国にある韓国文化財の返還を主張し、国民感情として文化財は非常に大きな意義を持っていること、文化財その出土国において保存し研究するのが今日の世界の趨勢であること、朝鮮動乱によって韓国にあった文化財の多くが大きな被害を受けた事情等を強調している。

第6次会談において、韓国側は、日本に搬出された韓国文化財の大部分は、不当、不法な手段によって入手されたものであるという点と、文化財はそのものの性質上当然出土国に帰属するものであるという点を特に指摘して、それらの返還を主張している。

これに対し、日本側は、韓国側の指摘した入手の不当、不法性については確実な証拠に基づくものと認め難い上、たとえそのような事例が一、二あったとしても、それは国として責任を負わねばならぬという国際法上の問題ではなく、また文化財は当然出土国に帰属するかどうかの点についても、そのような国際法上の原則や慣例は見出し得ず、このような理由から、日本側としては、この問題を日本側に返還する義務があるとか、韓国側に返還を要求する権利があるとか、という問題とは考えないとの基本的な見解を伝え、同時に、日韓間の深い歴史的、文化的関係を考慮して、将来両国間に国交正常化が実現した場合、日本側の自発的意思によってある程度の韓国文化財を贈与することを考慮している旨の意向をもあわせ表明した。なお、後者の点については、わが方より、従来もしばしば、韓国側に対し文化協定の締結を示唆してきた。

このような日本側の見解に対し、韓国側は、必ずしも釈然とせず、

法律論については改めて検討の結果を開陳したく、また、文化協定の締結は望ましいことではあるが、文化財の返還の問題はそれと切り離して解決したいとの意向を示しており、今後の会談においても上記のような従来の主張を繰り返すものと予想される。

2. 他方、日本国内において国有文化財（書籍を除く。）管理の立場にある文部省当局は、文化財の返還には依然として強硬な反対を唱えながらも、最近では、権利、義務としてではなく贈与という形式であつて、またそれが国の政策として決定されるということであれば、ある程度の国有文化財の提供もやむを得ないとの意向に傾いているかに見受けられる。

3. 国有文化財の外国への譲渡と現行国内法との関連の問題については、従来条約局その他関係方面とも検討を加えたところであるが、先に韓国側に引き渡した106点の文化財は、「物品の無償貸付及び譲渡に関する法律」（昭和22年法律第229号）3条3号の「標本用物品」とみなして贈与したものであるが、今後予想される更に大規模な文化財引渡しを上記の106点と同様の「標本用物品」として処理することは甚だしく困難であり、法律の改正によるか、国会の承認を要する協定の締結によって行う必要があるというのがその一応の結論である。

4. 文化財問題を、日韓間の他の諸懸案との関連において、大局的な見地に立って解決することが要請される場合、上記のような諸事情を考慮に入れた上、韓国側をある程度満足させるとともに、日本側国内事情にも適応した方法としては、日韓文化協定を締結し、その一環として現在引渡し可能な国有文化財を引き渡すことが最も妥当な解決策と考えられる。■■■不開示部分①■■■

5. 文化協定の締結によってこの問題の解決を図る場合、将来の文化提

携を約束することを目的とする協定に過去の清算に類するこの問題について、しかも日本側の一方的負担となるような規定を加えることについては、各方面からの非難が起こる可能性も少なくない。そこで、その非難をできるだけ避けるため、文化協定の建前としては双務的な規定とし、文化財引渡しは協定附属のおおよそ次のような内容の交換公文によることが適当かと考える。

「日本国政府は、一方で、今般調印された日韓文化協定の精神に鑑み、他方で、韓国にあった文化財の多くが朝鮮動乱の結果亡失したという事実、並びに、韓国出土の文化財の相当数が現在日本国内において保管されており、それらが韓国に戻ることを韓国政府及び国民が熱望している事実をも考慮して、別添リスト記載の韓国出土文化財を可及的速やかに韓国政府に引き渡す。」

この方式により韓国側に引き渡す文化財の品目は、文部省文化財保護委員会等の直接管理機関との協議によって決定されるべきであるが、外務省としては、現段階において一応考えられる品目は次のとおりである。

- (イ) 東京博物館所蔵の慶尚南道梁山郡梁山面北亭里出土品 489点
これは昭和33年4月第4次会談開始の直前、日本側より、将来引き渡すかどうかは別途決定すると述べつつ非公式に韓国側にリストを手交したものであるが、文部省はその引渡しに難色を示している。
- (ロ) 上記のほか、若干の高麗焼陶磁器、及び、唯一の国有重要文化財である東京芸術大所蔵の美術品1点。
- (ハ) 韓国側が特に執心のように見受けられる小倉コレクション中若干のものを政府買い上げ、又は小倉氏の自発的意思に基づく寄贈とすること。

(二) 通信関係文化財

現在東京通信博物館に所蔵されているもので、郵政省側ではその引渡しに反対していない。

- (ホ) 古書籍については、その主要なもの（韓国側が特に関心を見せている、宮内庁書陵部所蔵のいわゆる統監本、京都大学の河合文庫、寺内文庫を含む）をマイクロ・フィルムに収録し、そのフィルムを韓国側に譲与すること。（反対にマイクロ・フィルムの方を日本側に保管することも考え得る。）

6. 文化協定の本文は、最近締結された日英間の文化協定（別添）をパターンとし、これに日韓間の特殊事情に適応するよう若干の修正を行うとすれば、その主なものは、次のような点である。

- (イ) 前文の一部を次のように改める。

（日韓両国政府は）両国間の幾多の世紀にわたる文化関係を認識し、将来一層緊密な文化関係を助長し、かつ、発展させようとする共通の希望に動かされ、また、両国間の関係と理解を可能なあらゆる方法で助長しかつ深め及び健全な基礎の上に置くことを希望して、文化協定を締結することに決定し、（このため、次のとおり云々）

- (ロ) 6条の(a)を次のように改める。

両締結国は、次の諸手段により、相手国において自国の文化が一層理解されるように、自国の法令に従い、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。

- (ハ) 6条(b)を次のように改める。

両締結国は、文学的、芸術的及び科学的著作物の保護をそれぞれの締結国の利益に最も適するよう確保するための方法、並びにそれらの著作物の翻訳及び複製を著作者の権利を尊重しつつ相互に奨励するための方法を研究し、かつ、整備することを約束する。

(注 韓国は万国著作権条約に加盟していない。)

(イ) 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は、上記(ア)の文書の直後に綴られている文書(以下、単に「上記(イ)の文書」という。)中にあり、その直後の記載は、下記のとおりである。

記

■■■不開示部分②■■■

2 韓国側に提示する解決方式としては次のような三つの案が考えられる。(いずれの案を採るにしても国会の承認を必要とするものと思われる。)

(1) 単独の議定書又は交換公文による方式

「日本国政府は、日韓国交正常化を慶祝する日本国民の気持ちを表明するため、かつ、韓国にあった文化財の多くが朝鮮動乱の結果亡失したという事実、並びに、韓国出土の文化財の相当数が現在日本国内において保管されており、それらが韓国に戻ることを韓国政府及び国民が熱望している事実をも考慮して、別添リスト記載の韓国出土文化財を可及的速やかに韓国政府に引き渡す。」旨を内容とする議定書又は交換公文による方式である。この案は、韓国側にとっては比較的受け入れやすい方式であるかもしれないが、日本国内に対しては韓国側の要求に屈したとの印象を余りにどぎつく与えるおそれがあり、この点慎重検討を要する。

(2) 文化協定を締結してその一環として引き渡す方式

日韓文化協定を締結して、同協定附属の議定書又は交換公文によって、「日本国政府は、一方で、今般調印された日韓文化協定の精神に鑑み、他方で、韓国にあった文化財の多くが朝鮮動乱の結果亡失したという事実、並びに、韓国出土の文化財の相当数が現在日本

国内において保管されており、それらが韓国に帰ることを韓国政府及び国民が熱望している事実をも考慮して、別添リスト記載の韓国出土文化財を可及的速やかに韓国政府に引き渡す。」旨を表明する方式である。この案は、(1)方式のどぎつすぎるとの印象を、文化協定によってカバーする効用はあるが、他面将来に向かつての文化提携を約束する協定に、過去の清算に類する文化財の引渡しを含ませることに問題があり、また、従来韓国側主張に鑑みれば、韓国側はこの方式に対し強く反対する可能性がある。

(3) 「韓国文化協定に関する議定書」(仮稿)による方式

1条において「日韓両政府は、両国間の歴史的、文化的に極めて深い関係を想起し、将来この関係を一層緊密なものにするため、国交正常化の後なるべく速やかに文化協定を締結するものとする。」

2条において「日本国政府は、将来締結されるべき日韓文化協定の素地を築くため、及び韓国における学術、文化の研究に寄与するため、かつ、韓国にあった文化財の多くが朝鮮動乱の結果亡失したという事実、並びに韓国の文化財の相当数が現在日本国内において保管されており、それらが韓国に帰ることを韓国政府及び国民が熱望している事実を考慮して、別添リスト記載の韓国文化財を議定書発効とともに可及的速やかに韓国政府に引き渡す。」

3条において「日韓両国政府は、今般日本国から韓国に引き渡される韓国出土の文化財を含め、それぞれ自国国内において保管されている文化財に関し、学術、文化研究の目的のため、相手国政府及び国民に対して、できる限りの便宜を相互に供与するものとする」旨を内容とする議定書により引き渡すという、いわば(1)と(2)の折衷方式も考えられる。

4 韓国側は、日本側から引渡しを受ける文化財の内容如何によっては引渡しの形式については深くこだわらないということも考えられるが、■■■不開示部分③-2■■■なお、引き渡す品目の決定に当たっては、韓国側との折衝に劣らず、現在直接これら文化財の管理に当たっている文部省その他関係機関の説得が重要な問題となるであろう。

外務省として、現段階において一応考えられる品目は次のようなものである。

(イ) 東京博物館所蔵の慶尚南道梁山郡梁山面北亭里出土品 489点
(これは昭和33年4月第4次会談開始の直前、日本側より、将来引き渡すかどうかは別途決定すると述べつつ、非公式に韓国側にリストを手交したものである。)

(ロ) 東京博物館所蔵の高麗焼陶磁器若干、及び国有の指定文化財

(ハ) ■■■不開示部分③-3■■■

(ニ) 通信関係文化財

(現在東京通信博物館に所蔵されているもので、郵政省側ではその引渡に反対していない。)

(ホ) 古書籍については、その主要なもの(韓国側が特に関心をみせている、宮内庁書陵部所蔵のいわゆる統監本、京都大学の河合文庫、寺内文庫を含む)をマイクロ・フィルムに収録し、そのフィルムを韓国側に贈与する。(場合によりマイクロ・フィルムの方を日本側に保管することも考え得る。)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-78の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

文化財問題において具体的に問題となる問題点とその解決策について

検討した内容、経過等として、日韓間の他の諸懸案との関連において検討された具体的解決策等やその問題点

(イ) 不開示部分②

文化財問題についての日本側の対処方針

(ウ) 不開示部分③

文化財問題につき、⑦具体的に問題となることが予想される問題点とその解決策又は④当時の我が国の解決方針案等（ただし、不開示部分②及び不開示部分③を含む上記ア(イ)の文書と上記ア(ア)の文書の記載内容の類似正に鑑みると、不開示部分③-3に記録されている情報は、上記ア(ア)の下記部分5(ハ)と同旨又は同程度のものである。）

ウ そうであるとすれば、通し番号1-78の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①に記録されている情報は、文化財問題に関する日本側の具体的解決策等やその問題点を含む点において、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等に準じるものといえ、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部内で検討された文化財問題についての日本側の対処方針であり、上記(ア)と同様の理由から、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ウ) 不開示部分③-1及び不開示部分③-2に記録されている情報は、上記(ア)と同様の理由から、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

これに対し、不開示部分③-3に記録されている情報は、既に行政文書の一部開示により公にされているものと同旨又は同程度のものであることに照らすと、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号1-78の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げるものについては、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであ

ると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の部分（後記2(1)に掲げる部分）については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-78の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-78の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-78の文書の不開示部分に記載されている情報であって次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は、適法である。

(1) 不開示部分③-3

(2) 不開示部分①, 不開示部分②, 不開示部分③-1, 不開示部分③-2

(別紙5) 通し番号1-79

第1 前提事実(各論)

通し番号1-79の文書(文書578)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年12月19日付け「日韓会談文化財問題に関する省内打合せ」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する問題点及びその対策等について外務省内部で検討した内容、経過等が記載されている。

このうち不開示部分は、9ページ(-9-)約8行分であり、韓国との文化財問題において検討課題となっている具体的問題点とその対策に関する政府高官の見解や日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する当時の我が国の解決方針等が記録されている。

(乙A236)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-79の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、北朝鮮は、同方針を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A236)によれば、通し番号1-79の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

記

4 議事要旨

(1) 後宮局長より会議の趣旨について説明があった後、柳谷事務官より本問題の交渉経緯等について次のように説明を行った。

(イ) 韓国側事務当局は、昭和32年末の文化財問題口頭伝達事項(その他の韓国美術品の後日の引渡しについては、全面会談において討議及び処理する。)を根拠に、相当大量のしかも国有でないものに着いてまで返還請求をしようとの固い考えを持っているやに見受けられる。

(ロ) 第6次会談の文化財小委員会において、伊関前局長は、この問題を韓国側が権利義務の問題として主張するならばノーといわざるを得ない。日本側では国交正常化を祝してある程度の国有の韓国文化財を寄贈する用意はあるが文化協力という形式で処理したと述べておられ、また、李弘植代表との非公式会談においては韓国側にもこれに原則的に同意したといわれておられるが、韓国側の了解は必ずしも明確ではないように思われる。

- (ハ) この春の外相会談の直前、省内事務担当者の会議を行い、引渡し
の形式について協議した結果別添のような文化協力に関する議定書
の試案を作成した。今後文部、大蔵両省との協議もこの線で進めて
ゆきたいと考える。韓国側も引き渡す内容次第でその形式には深く
こだわらぬと推測される。
- (ニ) 韓国側は、第6次会議で、従来の主張を整理したものであると称
してリストを提出し、これに関する討議は日本側専門家を交えて会
談の席で行いたいと主張した。日本側でも従来会談出席を拒否して
いた文部省事務当局（文化財保護委員会事務局）を説き伏せること
に成功したが、外相会談の不調によってその後進展していない。今
後は引渡し文化財の内容についてリストを中心に話し合うことにな
るものと予想される。
- (2) 針谷参事官より先に引き渡した106点に対する韓国側のリアクシ
ョンについて質問があり、柳谷事務官より韓国側では余りアプレシエ
ートされていない模様である旨1, 2例をあげて説明した。
- (3) 針谷参事官より文化財問題の会談全体に占める地位について質問が
あり、前田課長よりこの問題が中心となって会談全体がくずれるとか、
まとまるとかということにはならないと思う。文化財を先に渡すこと
によって請求権や漁業の問題を有利に導くということにはならないだ
ろうが、国交正常化の際のきっかけにはなり得ると思う旨説明した。
- (4) 針谷参事官より法律論を行った場合どちらに有利かとの質問があり、
針谷参事官より韓国側は権利ありとしてアジア地域ユネスコ国内委員
会の決議等を提出している。日本側は、この問題は権利、義務の問題
ではないとの主張を繰り返しており、双方とも相手を説得することは
困難ではないかと思う旨説明した。
- (5) 後宮局長より、日本側としては文化財を返還する義務がないと思う

が、この問題についても高い次元の立場で解決したい。自分としては訪韓してみて日本と変わらない風物を見てくると、文化財を日本に置くのも韓国に置くのも変わりはないように思う。先方が欲しいというものは全部返してやってもいいという気分になるとの感想が述べられた。

(6) 中川局長より、日本側の考えている議定書の考え方については異論はないが、修文の点について研究の要がある。特に北鮮由来のものは問題があるので、これを渡さないよう修文上の工夫が必要であるとの発言があった。

(7) 後宮局長より、文部省事務当局では、文化財保護委員を納得させることの困難なこと、先の106点は国内的には標本として無償で譲与したことを述べていた旨説明があり、柳谷事務官より国有物件の無償譲渡については、批准条項のある協定によれば問題はないと思うが、国内法的に手を加える必要があるかどうか、なお大蔵省とも協議したいと述べた。なお、後宮局長より、文化財保護委員の権限、特に文部大臣の権限との関係については研究しておくよう指示された。

(8) 後宮局長より、原則的な問題は (イ)北鮮由来のものをどうするか。
(ロ)韓国側が考えている1905年という伝来の時期をどうみるか。
(ハ)国有のものに限定するかどうかの点を研究しておくこと及び(ニ)引渡し得る内容について各省との打合せを進めておくことを指示された。

(9) ■■■不開示部分■■■

(10) 後宮局長より、この問題を韓国側にアプローチするのは新年早々になってから行うことになる旨及びまず議定書案を提示することから始まることになる旨、他方引渡し文化財の内容について関係各省と打合せをしておくことが必要である旨述べられた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-79の文書の不

開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時、文化財問題につき、①検討課題となっていた具体的問題点とその対策に関する政府高官の見解及び②日本側の解決方針等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-79の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された文化財問題に関する具体的問題点とその対策並びに当時の日本側の解決策等を含む点において、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等に準じるものといえ、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとはいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-79の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-79の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ

の濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-79の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-79の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-80

第1 前提事実(各論)

通し番号1-80の文書(文書58.3)は、外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月18日付け「文化財保護委員会本間氏との会見報告」に始まる内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討する際の資料等として作成されたものである。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも国立国会図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」、「数量」及び「所蔵場所」等が記録されている。

- ① 17ページから18ページまで(一16-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分)
- ② 26ページ(一23-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)
- ③ 29ページから39ページまで(一25-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載された当該ページ部分)
- ④ 41ページから51ページまで(一26-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

(乙A237)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-80の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、

同交渉の円滑な進行，実現が妨げられかねないし，また，我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば，北朝鮮が当該リストを知ることとなるから，これを公にすることにより，今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても，不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし，日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違，40年以上の時の経過を考慮すれば，当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性は無い。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A237）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば，通し番号1-80の文書の不開示部分に記録されている情報は，国立国会図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」，「数量」及び「所蔵場所」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば，通し番号1-80の文書の不開示部分に記録されている情報は，日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等に関する客観的事実にすぎないから，現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の文化財に関するものであるとしても，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は類型的にみて，これを公にしたとしても，北朝鮮当局が文化財問題に

関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-80の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-80の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-80の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-81

第1 前提事実(各論)

通し番号1-81の文書(文書584)は、外務省アジア局第二課が作成した昭和28年5月20日付け「韓国関係文化財調査に関する打合」と題する文書を始めとする文書群によって構成されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも大学図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」、「数量」及び「所蔵場所」等が記録されている

- ① 15ページから19ページまで(一14-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)
- ② 22ページから31ページまで(一16-に「次ページ以下10ページ不開示」と記載された当該ページ部分。(以下「不開示部分②」という。))
- ③ 46ページから50ページまで(一30-に「次ページ以下5ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

(乙A238)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-81の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍及び文化財の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉

における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はな

い。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A238）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-81の文書の不開示部分に記録されている情報は、大学図書館その他の日本国内に所在する韓国文化財及び書籍等の「品目」、「数量」及び「所蔵場所」等（ただし、不開示部分②については、その経済的評価部分を含む。）であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-81の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分②の韓国文化財及び書籍等の経済的評価部分は、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、